

監査委員公表第2号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和8年1月16日

戸田市監査委員 小川千恵子  
戸田市監査委員 三輪ナヲ子

令和 8 年 1 月 16 日

## 令和 7 年度 定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査対象

#### ( 1 ) 対象工事

新曽第一地区 北戸田駅西口駅前交通広場整備工事

#### ( 2 ) 対象課所

都市整備部 まちづくり区画整理室

総務部 管財入札課

### 2 監査期間

令和 7 年 10 月 6 日から令和 8 年 1 月 13 日まで

### 3 監査の着眼点（調査項目）

- ( 1 ) 計画（事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等）
- ( 2 ) 設計（設計基準等）
- ( 3 ) 積算（積算基準、積算条件等）
- ( 4 ) 契約（業者の選定、落札率、委託業務等）
- ( 5 ) 施工（工事実施体制、諸手続、資格、施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等）
- ( 6 ) 設計変更
- ( 7 ) 検査
- ( 8 ) 維持管理
- ( 9 ) 委託業務
- ( 10 ) 支払い
- ( 11 ) 現場確認

#### **4 監査の実施内容**

戸田市監査委員監査基準及び監査の着眼点を基本とし、書類審査、関係者（都市整備部まちづくり区画整理室、総務部管財入札課、工事請負者）の説明及び現場調査を行った。技術専門的な立場からの技術調査は、NPO法人彩の国建設技術支援センターに委託した。

#### **5 監査の結果**

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項には該当しないものの、今後の事務執行において改善等が必要な事項については、監査委員の命を受けた行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求める。